

企 画



自彊舎跡地記念碑

企

画

1 歴 代 三 役

市 長

代	市 長 名	就任年月日	離任年月日
初代	白 石 譽二郎	S 12.12.30	S 16.12.29
2	白 石 譽二郎	16.12.30	19. 5. 4
3	西 澤 定 義	19. 5. 5	21. 3.17
4	島 村 計 治	21. 7. 2	21.12.31
5	荒 井 源太郎	22. 4. 5	26. 4. 4
6	白 石 捷 一	26. 4.24	30. 4.10
7	小 野 飴	30. 5. 2	34. 4.29
8	小 野 飴	34. 5. 1	38. 4.29
9	小 野 飴	38. 5. 1	40. 2.24
10	泉 敬太郎	40. 4.15	44. 4.14
11	泉 敬太郎	44. 4.15	48. 4.14
12	泉 敬太郎	48. 4.15	52. 4.14
13	泉 敬太郎	52. 4.15	56. 4.14
14	泉 敬太郎	56. 4.15	59.10.16
15	伊 藤 武 志	59.11.18	63.11.17
16	伊 藤 武 志	63.11.18	H 4.11.17
17	伊 藤 武 志	H 4.11.18	8.11.17
18	伊 藤 武 志	8.11.18	12.11.17
19	佐々木 龍	12.11.18	16.11.17
20	佐々木 龍	16.11.18	20.11.17
21	佐々木 龍	20.11.18	24.11.17
22	石 川 勝 行	24.11.18	

助 役

代	助 役 名	就任年月日	離任年月日
初代	本 藤 巴勢一	S 12.12.21	S 15.11.28
2	西 澤 定 義	17. 7.22	19. 5. 4
3	矢 野 桃 郎	19. 5.10	20. 9.15
4	白 石 喜 八	20.11.10	22. 4.10
5	中 川 英 嗣	22. 7. 1	23. 4.14
6	近 藤 続 行	23. 4.30	26. 5.10
7	岡 田 稔	26. 5.28	26. 9.14
8	岡 田 大 六	26. 9.17	30. 1.28
9	瀧 幸 龍 榮	30. 7.21	34. 7.20
10	瀧 幸 龍 榮	34. 7.21	38. 7.20
11	伊 東 祐 一	38. 8. 1	40. 7.31
11	近 石 義 己	38. 8. 1	40. 7.31
12	齋 藤 一	40.12. 4	44.12. 3
13	井 上 啓三郎	45. 3.28	49. 3.27

代	助 役 名	就任年月日	離任年月日
14	松 田 茂 久	S 49. 6.29	S 53. 6.28
15	松 田 茂 久	53. 6.29	57. 6.28
16	松 田 茂 久	57. 6.29	60.12.31
17	加 藤 照 光	61. 1. 1	H元.12.31
18	加 藤 照 光	H 2. 1. 1	5.12.31
19	加 藤 照 光	6. 1. 1	6. 9.30
20	神 野 秀 明	6.10. 1	10. 9.30
21	神 野 秀 明	10.10. 1	12.12.31
22	片 上 孝 光	13. 1. 1	14.12.31
23	鈴 木 暉三弘	15. 1. 1	18.12.31

副 市 長 (H19.4.1から助役制度を廃止し、副市長制度を新設)

代	副 市 長 名	就任年月日	離任年月日
初代	石 川 勝 行	H19. 4. 1	H23. 3. 31
2	石 川 勝 行	23. 4. 1	24. 9. 21
3	近 藤 清 孝	25. 1. 1	

収 入 役

代	収 入 役 名	就任年月日	離任年月日
初代	小 野 豊	S 12.12.21	S 16.12.19
2	小 野 豊	16.12.20	20.11. 9
3	小 野 豊	20.11.10	22. 6.19
4	小 野 豊	22. 6.20	22.12.31
5	鈴 木 健 市	23. 4.30	27. 4.30
6	鈴 木 健 市	27. 5. 1	31. 4.30
7	鈴 木 健 市	31. 5. 1	35. 4.30
8	鈴 木 健 市	35. 5. 9	39. 5. 8
9	齋 藤 一	39. 5. 9	40.12. 3
10	藤 田 襄 治	40.12. 4	44.12. 3
11	永 易 治	45. 3.28	49. 3.27
12	稲 見 正 夫	49. 6.29	53. 6.28
13	稲 見 正 夫	53. 6.29	57. 6.28
14	稲 見 正 夫	57. 6.29	60.12.31
15	高 橋 昭 博	61. 1. 1	H元.12.31
16	高 橋 昭 博	H 2. 1. 1	5.12.31
17	高 橋 昭 博	6. 1. 1	6. 9.30
18	近 藤 宗 治	6.10. 1	10. 9.30
19	近 藤 宗 治	10.10. 1	12.12.31
20	稲 見 重 幸	13. 1. 1	16.12.31
21	田 村 浩 志	17. 4. 1	21. 3.31

2 第五次長期総合計画

(1) 策定の経緯と意義

本市では、昭和47年に第一次新居浜市長期総合計画を策定して以来、四次にわたり市政の総合的かつ長期的な指針として、社会経済情勢の変化に対応した計画を策定し、行財政の運営を図ってきた。

平成13年には、第四次新居浜市長期総合計画を策定し、『～共に創ろう～「心と技と自然が調和した誇れる新居浜』を目指す都市像として、市民一人ひとりが住んでよかったと心から感じ、誇りに思うことができるまちを目標とした諸施策を総合的に展開してきた。

しかし、人口減少とともに、少子高齢社会の到来、経済の低成長時代など本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化している。また、地方分権に向けた流れの本格化により、国と地方の関係の見直しが行われ、従来にも増して自治体の自立と責任が強く求められている一方で、それを支える本市の財政状況は厳しさを増しており、従来の価値観や手法では対応できない課題が多くなっている。このため、行財政基盤の充実に努めるとともに、今まで以上に市民、団体、事業者と行政が協働して地域の課題に的確に対応し、個性あふれるまちづくりを推進することが必要となっている。

このような中で、新しい時代を見据え、本市が今後も持続的発展を遂げるために第四次長期総合計画を見直し、「今後10年間の新居浜市の最高方針」として第五次新居浜市長期総合計画が平成23年3月に策定された。

(2) 計画の構成

① 基本構想

将来都市像・まちづくりの目標・施策の大綱など、本市が目指す新しいまちづくりの基本方向を示す。

② 基本計画

将来都市像を実現するための分野別の基本的施策を体系的に示す。

③ 実施計画

基本計画に基づき、具体的な事務事業の実施について示す。

(3) 基本構想

基本構想は、今後10年間のまちづくりについて基

本的な考え方を示すもので、本市の将来都市像(目指す姿)やまちづくりの理念を示すとともに、6つのフィールド別にまちづくりの目標と、計画の推進を含め45項目の施策を定めている。

① 将来都市像

— あかがねのまち、笑顔輝く —
産業・環境共生都市

② まちづくりの理念

- 1 市民が安全・安心を実感できるまちづくり
- 2 市民、団体、事業者と行政が一体となったまちづくり
- 3 市民が郷土に誇りと愛着を持てるまちづくり
- 4 子どもたちの未来に責任が持てるまちづくり

③ 基本指標(人口)

1 将来人口

本市の人口は、今後も減少することが予想されるが、子育て支援の充実や産業振興等により、120,000人を維持することを目標とする。

2 交流人口

本市の交流人口は、観光資源の活用や広域アクセス性の向上等により、平成32年度には300万人を目標とする。

④ まちづくりの目標

フィールド1 快適交流

～人が集い、快適で利便性の高い都市の実現～

市民一人ひとりがゆとりと魅力ある生活を楽しみ、健やかな暮らしを営むことのできる快適で利便性の高い都市づくりを進めます。また、瀬戸内の中央という本市の立地条件、多様な産業の集積、先人たちが築いてきた歴史、文化などをいかし、人やものが行き交う、にぎわいあふれる交流都市を目指します。

フィールド2 環境調和

～地域にやさしい、地球にやさしい暮らしの実現～

豊かな自然と美しい環境を未来の子どもたちに残すため、世界に先駆け100年前に環境問題に取り組んだ先人に学び、地球環境に配慮したライフスタイルへの転換など人と自然が共生するまちづくりを進めます。また、市民、団体、事業者と行政の協働のもと、地球温暖化対策、ごみの減量化や水環境の向上に取り組み、持続可能な環境都市を目指します。

フィールド3 経済活力

～持続的発展が可能な、活力ある産業活動の実現～

本市を支える産業の持続的発展を促進するために、工業については、ものづくり人材の育成を図

3 施政方針(平成27年度)

るとともに、産業基盤の強化に努めます。また、農林水産業、商業においては、消費者の嗜好や環境の変化に応じた施策の実施を図ります。そして、多様な観光資源をいかし、交流人口の増加に努め、活気あふれる産業活力都市を目指します。

フィールド4 健康福祉

～誰もが健康で、生きがいと安心感のある暮らしの実現～

少子・高齢化が進展し、世帯構成の変化などが進む地域社会において、一人ひとりが認めあい、支えあう社会をつくります。また、年齢や障がいの有無に関係なく、生きがいをもって社会に参画し、生涯を心身共に健康に過ごすことが可能な環境づくりに努めることにより、地域の中で、誰もが安心して暮らすことのできる健康福祉都市を目指します。

フィールド5 教育文化

～市民の力が育まれ、次世代へ継承される社会の実現～

近代化産業遺産などのこれまで培ってきた文化や地域資源を市民の誇りとして、継承するとともに、学校教育や社会教育、スポーツ、芸術文化等を振興し、次世代の人材を育むまちづくりを目指します。

フィールド6 自立協働

～多様な地域主体が自立・連携する協働型社会の実現～

市民一人ひとりのかけがえのない命と、人権が尊重され、誰もが安心して生き生きと暮らせる社会づくりのため、NPOや地域コミュニティ活動の支援を行うとともに、自治の強化と協働のまちづくりを推進し、「民」の力を十分にいかすことのできる市政の運営を目指します。

計画の推進

第五次長期総合計画の推進に向けて、市民主体の市政を行うために情報公開を徹底するとともに、効果・効率的な自治体経営を進めます。

(4) 基本計画

基本計画は、基本構想で定めた将来都市像を実現するとともに、45項目の施策を体系的に取り組むために、施策に基づく167項目の基本計画や主な取組内容を示している。また、基本計画は、今後の社会経済情勢等の変化に対応するため、中間年(平成27年度)に見直しを行うこととしている。

平成26年度を振り返って

私は、市長就任にあたり「経済の再生」、「コミュニティの再生」、そして「市役所の再生」、この「三つの再生」を行政運営の大きな柱とすることを申し上げました。そして、就任1年目の平成25年度は「再生へのスタートの年」と位置づけ、市民、企業をはじめ最前線で活躍する皆さんの生の意見を広く市政に反映するため、各界各層の皆様にご参加をいただき「政策懇談会」を設置して、「三つの再生」に着手をいたしました。

そして、就任2年目の26年度は「再生への実行の年」と位置づけ、政策懇談会からいただいた提言をもとに、再生への具体的施策を実行してまいりました。経済の再生では、「新居浜ものづくりブランド」の全国への情報発信や販路開拓事業をはじめ、耕作放棄地対策や漁業6次産業化などの産業強化策のほか、別子銅山産業遺産をテーマにした着地型旅行商品開発による観光産業の強化などに取り組んでまいりました。また、コミュニティの再生では、新たな自治会交付金制度の創設や防犯灯LED化事業等の取組も進めてまいりました。

さらに、26年度は、政策懇談会の新たなテーマとして、本市が抱える重要課題であります「健康都市づくり」と「教育力の向上」の「二つの課題」についてもご審議をお願いし、昨年12月には、これら「二つの課題」も加えたご提言をいただくことができました。いずれも市民、企業の皆さんが、ふるさと新居浜の未来と繁栄を願う貴重なご提言であると重く受け止め、提言を具体化するため可能な限り事業化を行い、平成27年度予算に反映をいたしております。

私は、来たる27年度は「再生への加速の年」と位置づけ、政策懇談会をはじめ皆様からいただいたご意見をもとに、「経済の再生」、「コミュニティの再生」、「市役所の再生」の「三つの再生」に加え、新たなテーマとして「健康都市づくり」、「教育力の向上」の「二つの課題」についても、地域の総合力を結集させまして、さらなる再生への施策を強力に推し進めてまいります。

「三つの再生」と「二つの課題」への取組

まず、「三つの再生」について、1点目の「経済の再生」であります。

国においては、アベノミクス効果を地方に広く行き渡らせるための「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」を取りまとめ、生活者・事業者への支援や地

方の活性化に向けた新たな施策を実行に移す補正予算が成立いたしました。本市においても、地方消費喚起のためのプレミアム商品券やふるさと旅行券の発行、地方創生先行として本市ものづくりブランドの海外情報発信を支援する英語版リーフレット等の作成など、新たに創設されました「地域住民生活等緊急支援のための交付金」を最大限に活用した経済施策を実行することといたしております。

今後におきましても、国の経済政策を注視し的確に対応してまいるとともに、政策懇談会の提言を踏まえた本市独自の経済活性化策や中小企業振興策をさらに展開し、経済の好循環が本市経済に広く浸透するよう、地元経済界や住友各社、関係機関とも連携し地域の総合的な支援体制を強化してまいります。

次に、「コミュニティの再生」であります。

昨年夏の度重なる超大型台風の接近や全国各地で発生した集中豪雨による被害。大自然を前にした人間の無力さと危機管理への備えの大切さを改めて思い知らされました。

また、近い将来発生が心配される南海トラフ巨大地震に対しても、行政、地域が一丸となって備えなければなりません。行政による防災、減災の取組も重要ではありますが、いざという時には、一番身近なコミュニティである自治会が最も頼りになるということ、本市が経験した16年災害をはじめ、多くの大規模災害が立証しております。

さらに、超高齢化社会が進展する中において、誰もが温かい地域社会の中でそれぞれの生きがいを持ち安心して暮らしていくこと、また、高齢者や弱者といわれる方々や子育て世代を地域全体で見守り、安心して生活ができること、私は、このような良き地域コミュニティを再構築する中心的な役割を担うのも、やはり地域の人と人をつなぐ自治会であり、地域コミュニティの再生なくしては成し得ないものと考えています。

27年度においても、引き続き政策懇談会からの提言を踏まえた自治会交付金を継続するとともに、防災や福祉、環境など、地域の課題解決のための自治会独自の主体的な取組を支援する仕組みを強化し、地域の住民同士がお互いに助け合い、支え合うことのできるコミュニティの再生を加速してまいります。

三点目に「市役所の再生」であります。

昨年、本県出身の中村修ニカリフォルニア大学教授が20世紀中の実用化は不可能といわれていた青色発光ダイオードの開発で「ノーベル物理学賞」を受賞されました。

中村教授は述べられました。「徹底して考え抜いた末に生まれる「独創性」と最後までやりぬく「粘り」を持つこと。この両輪なくして、大きな夢を実現させることはできない。」

今、市役所に求められているものは、この言葉にあるのではないかと思います。今、「何が必要か」、「何を見直す必要があるか」、「どうすれば良いか」など、職員一人ひとり常に問題意識を持ち、自分の頭で考え、粘り強く取り組むことが大切であります。

今一度、「Challenge (チャレンジ)、何事にも積極的に挑戦する意欲あふれる職員」、「Cost (コスト)、コスト意識を持って市民の視点で行動できる職員」、「Change (チェンジ)、時代の変化に即応し変革できる職員」、この「求められる職員像、3C」を徹底し、チャレンジ精神旺盛で夢のある「挑戦する」市役所を目指してまいります。

次に、「二つの課題」について申し上げます。

まず、「健康都市づくり」であります。

超高齢化社会を迎え、高齢者介護や高齢者医療などの問題が、大きな社会問題となっています。これらの問題を解決するためには、健康寿命の延伸による健康長寿社会の実現を目指す必要があります。しかしながら、本市の健康寿命は全国平均を下回り、県内においても男性がワースト1位、女性がワースト2位と、健康寿命の延伸は本市にとって早期に取り組むべき喫緊の課題ではないかと考えております。政策懇談会からも、この点を踏まえたご提言をいただいております。

私は、「健康」、「運動」、「食育」、「生きがい」の4つを健康都市づくりのキーワードに掲げて、新たな事業展開を行ってまいります。「健康」では健康ポイント助成事業やがん検診の無料化、「運動」ではウォーキング推進事業や新たな介護予防プログラムの開発、「食育」ではレシピを活用した減塩活動など食育の推進、そして「生きがい」では地域コミュニティを活用した健康長寿拠点づくり等の取組を進め、市民の健康づくりを支える地域力を高め、元気で長生きのできる健康長寿社会の実現を目指してまいります。

次に、「教育力の向上」であります。

今の子どもたちを取り巻く環境は、ゆとり教育の弊害による学力の低下や教育格差の問題、さらには、いじめ、不登校が大きな社会問題となるなど、その環境は複雑化、多様化しております。このような状況において、未来の新居浜を担う子どもたちが、変化の激しい不安定な時代を生き抜くためには、今一度、家庭は「しつけの場」、学校は「学びの場」、地域は「育ての場」

であることを再認識し、時代を超えても変わらない人間として大切なものは何かをしっかりと見定めたい。教育力を高めていかねばなりません。政策懇談会においても、家庭、学校、地域それぞれの立場での教育力の向上、そして連携による教育力の向上についてご提言をいただいております。

未来を担う子どもたちの健全な育成を推進するため、確かな学力の向上に向けた学校図書館支援のさらなる充実強化のほか、学校、地域が連携した放課後まなび塾や放課後児童クラブの充実、さらに、PTAとも連携したあいさつ運動に取り組むなど、かけがえのない子どもたちの健やかな成長を図るとともに、ふるさと新居浜に対する郷土愛を醸成する施策を推進してまいります。

「地方創生」への取組

次に、「地方創生」への取組について申し上げます。

昨年5月、民間の有識者らで構成されたシンクタンク「日本創成会議」からレポートが公表され、日本全国に衝撃を与えました。レポートでは、減少を続ける若年女性人口の予測データをもとに、このまま少子化や東京一極集中に歯止めがかからなければ、2040年までに全国約1800ある市区町村のうち、約半数の896が消滅する可能性があるというものでありました。本市の人口も、このままであれば2040年には9万人を下回ると推計されており、我が国は「人口急減・超高齢社会」という、かつて経験したことのない時代の大転換期を迎えており、まさに自治体が消滅するという危機感を持ち積極的かつ総合的な取組が必要であります。

国においても、人口減少・地方創生という直面する大きな課題に対し、政府一体となって取り組むため、昨年9月に安倍総理を本部長とする「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、11月には「まち・ひと・しごと創生法」が成立、さらに、12月には、我が国が今後目指すべき将来の方向を提示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及びこれを実現するための今後5か年の目標や具体的施策を提示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が決定されました。

総合戦略は、東京一極集中を是正するため、地方における安定的な雇用を創出し、地方への新しい人の流れをつくるとともに、若い世代の就労・結婚・子育ての希望をかなえ、安全・安心で心豊かな生活が将来にわたり確保される地域をつくり出すことを目指すものであります。

つまり、地方に「しごと」をつくり、その「しごと」

が「ひと」を呼び、「ひと」が新たな「しごと」を呼び込む好循環を確立すること、そして、地方への新たな人の動きにより、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻す、まち・ひと・しごとの創生にあると思えます。

私は、市長就任以来、「経済の再生」、「コミュニティの再生」、「市役所の再生」この「三つの再生」を行政運営の柱に据え公約の実現に取り組んでまいりました。さらに本市が抱える重要課題として、「健康都市づくり」、「教育力の向上」の「二つの課題」についても着手をしたところでございます。「地方創生」への取組を進めるうえにおいても、「経済の再生」は「しごとの創生」に、「コミュニティの再生」は「まちの創生」に、そして「健康都市づくり」と「教育力の向上」は「ひとの創生」につながるものであります。さらに、「市役所の再生」は、本市における総合戦略の策定と総合戦略に基づく地方創生の施策を推進する大きな原動力となるものであります。

今後、これら「三つの再生」と「二つの課題」への取組を加速し、本市が目指します「地方創生」の実現を図ってまいります。

昨年11月、水素をエネルギー源とする燃料電池自動車「MIRAI」の販売が発表されました。化石燃料を使用しない環境負荷に配慮した次世代自動車として、各方面から期待をされております。しかし、普及には今後、全国的な水素ステーションの整備や輸送、貯蔵など様々な課題がございます。新居浜市には、世界に先駆け100年前に環境問題に取り組み、さらに公害を克服してきたという誇りある歴史がございます。私は、策定をいたします本市の総合戦略において、水素社会の推進による新たな産業の創出を掲げ、水素社会の実現という国を挙げての大きな課題に対して、ものづくりのまち新居浜の地域力を結集し、産業振興、地域振興を図るための先駆的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

本市では、高校卒業後、6割を超える若者がふるさと新居浜を離れて大学や専門学校に進学をいたしております。しかし、大学や専門学校において高度な知識や技術を習得したにもかかわらず、そのうち約4割の若者が地元での就職を希望していないという厳しい現実がございます。

また、本市の合計特殊出生率は、四国一の1.8まで回復しています。しかしながら、実際の年間出生数はこの10年間で100人近く減少をしております。これは、本市においても若年女性の流出、減少が進んでいること

4 行政改革

を示すものであります。

私は、総合戦略を策定していく中で、このような現実から正面から取り組み、新居浜で育った子どもたちが卒業後に新居浜に戻り、地元で就職し、そして結婚、さらに安心して子育てができるまち新居浜を目指してまいります。新居浜には魅力ある企業がたくさんあります。このことを多くの若者に知ってもらいたい。

そのため、子育て世代を対象とした住宅取得に対する定住促進奨励制度に加え、27年度にはUIJターンや移住をサポートする総合窓口を新たに開設するとともに、若者の定住と市内企業への就業促進を図るための奨学金返済支援制度も創設いたします。

さらに、総合戦略策定と効果的な施策展開を図るため「地方創生推進室」を新設するとともに、関係部局長や戦略監で構成する「地方創生・人口問題対策プロジェクトチーム」を設置いたしました。そして、本市の持つ特性や課題を抽出したうえで、地域特性とその課題に対応した具体的施策をまとめた「新居浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を行い、総合戦略に基づき、地域活力の創出や地方創生のための施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

不撓不屈の一心

「新しき計画の成就是只不撓不屈の一心にあり。さらばひたむきに、只想え、気高く強く、一筋に」

これは、我が国を代表する多くの指導者に、積極思想を説いた中村天風氏の言葉であります。新しい計画が成就するかどうかは不撓不屈の一心、つまり、どんな困難があろうとも決して挫けない心にある。常にそれを自分自身に言い聞かせ、気高い理想を強烈に描き続けよという教えであります。

まず、私自身が、常に不撓不屈の強い信念を持つことはもちろんのこと、計画成就の強い志を市役所職員をはじめチーム新居浜全員で共有して、目標達成に向けて挑戦し続けることができますれば、必ずや市民の皆様が望む地方創生がなし遂げられるものと確信しております。

どのような困難な問題にも、必ず答えはあります。

高い志のあるところに、必ず道は開かれます。

私自身、今一度初心に立ち返り、ふるさと新居浜の発展と地方創生の実現に向けまして、市民の皆様とともに取組を進めてまいる決意を強くいたしております。

(1) 行政改革の推進

近年、国、地方ともに厳しい財政状況が続き、人口減少・少子高齢社会の本格化、経済のグローバル化と地域経済の低迷、地方分権時代の到来をはじめ、社会経済情勢は常に大きく変動を続けており、地方自治体は住民に最も身近な存在として、より迅速で的確な社会環境変化への対応が求められている。

本市では、昭和60年度に「第一次行政改革大綱」を策定、昭和61年度に「第二次行政改革大綱」を策定し、行財政運営の効率化、活力ある組織づくりと人材育成、行政の公正・透明性を目指した行政改革の推進に取り組んできた。

平成6年10月には「新居浜市行政改革要綱」を策定し、以降、毎年度の行政改革実施計画に基づき行政改革を推進し、平成14年度には、平成18年度までの「新居浜市行政改革大綱」を策定した。

また、平成17年度には、国の「地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針」を受け、平成21年度までの5か年計画である「新居浜市集中改革プラン」を策定、平成19年度には、長期総合計画を意識し、平成22年度までの「新居浜市行政改革大綱2007」を策定し、行政改革の推進に取り組んできた。

さらに、これまでの改革の実績を踏まえ、効果・効率的な行政運営システムを確立することにより、地域主権時代を担える市役所を目指し、平成23年度から平成27年度までを計画期間とする「新居浜市行政改革大綱2011」を策定、第五次長期総合計画の将来都市像に掲げる「笑顔」を改革の主眼に置き、「市民の笑顔輝く市役所づくり」を合言葉に、市民満足度と職員満足度の向上を常に意識した行政改革の推進に取り組んでいる。

(2) 機構(組織)改革の変遷

部制を採用した昭和37年4月から現在までの組織・機構改革の主なものは次のとおりである。

37. 4. 1 部制スタート

42. 4. 1 民生経済部を民生部と経済部に分離

47. 4. 1 係長制を廃止し主任制を採用。人事部、税務部、環境部を設置

48. 10. 1 電算準備事務局を設置

49. 10. 1 副課長制の採用

55. 2. 1 人事部を市長公室に、税務部を総務部に統合。民生部を分離して福祉部と市民部に、また建設部を分離して建設部

- と開発部とした。
新しく総務担当制を導入するとともに小課の18課を10課に統合した。
55. 4. 1 福祉部上部老人福祉センターの設置
57. 4. 1 担当主任制を廃止し、係長制を復活、技幹制の採用。福祉部瀬戸会館及び瀬戸児童館の設置
57. 10. 1 建設部国道対策室の設置
58. 4. 1 市民部住居表示対策室、福祉部川東老人福祉センターの設置
59. 4. 1 福祉部川東児童センター、経済部勤労者体育センター、環境部斎場の設置
59. 10. 1 環境部保健センターの設置
60. 4. 1 経済部南部観光開発推進室の設置、企業誘致係、婦人対策係の設置、福祉部川西老人福祉センターの設置
61. 4. 1 市長公室市政調査室の設置、緑化推進係など4係の設置。車両課を管財課に、住居表示対策室を市民課に統合。また国民健康保険課と国民年金課を統合して保険年金課とした。
庶務課を秘書課に、開発課を企業誘致課に名称変更
61. 8. 1 市民文化センター等文化施設、市民体育館等体育施設を財団法人新居浜市文化体育振興事業団に委託
62. 4. 1 福祉部中央児童センター、川東老人福祉センター等を社会福祉法人新居浜社会福祉事業協会に委託
福祉部上部児童センターの設置
63. 4. 1 市長公室を企画調整部に、総務部を財務部に、福祉部を社会福祉部に、市民部を市民生活部に、環境部を保健環境部に、経済部を産業振興部に、建設部を都市整備部に名称変更。開発部の廃止。都市整備部に下水道局、用地対策局を設置。総務担当制の廃止。総括次長・主幹制の採用。水道局の技能労務職員の職種換え。
課(室)の所属、名称、所管等の変更。
出納室の設置
- 元. 4. 1 社会福祉部上部児童センターを社会福祉法人新居浜社会福祉事業協会に委託。主幹・技幹の決裁権のライン化
2. 4. 1 商業高等学校を県立に移管。婦人センター・働く婦人の家の設置、区画整理
- 係の設置
3. 4. 1 政策研究室を企画調整課に統合
端出場温泉保養センターの設置
社会教育課を生涯学習課に、中央公民館を生涯学習センターに変更
4. 4. 1 下水道部、地域開発室の設置、用地対策局の廃止、職員研修所、女性政策課の設置、都市計画課を都市計画課と区画整理課に、道路課を道路建設課と道路管理課に分離、企業誘致課、監理課の廃止、課の名称、所管の変更等
4. 10. 1 別子銅山記念図書館の設置
5. 4. 1 工事検査係、最終処分場の設置
6. 4. 1 新居浜学園の廃止、くすのき園の設置、東平記念館の設置、清掃センターに管理第一係、管理第二係を設置
7. 4. 1 社会福祉部と保健環境部の健康推進部門を統合、地域開発室を廃止し都市整備部と統合、保険年金課を国保課と国民年金課に、健康環境課を健康推進課と環境交通課に分離統合、課の名称、所管の変更等
8. 4. 1 地域開発課の廃止、都市整備部を都市開発部に、区画整理課を都市開発課に名称変更、選挙管理委員会事務局を企画調整部行政管理課と併任、広報相談課にボランティア係を設置、総合福祉センターの設置
9. 4. 1 商業振興センターの設置、広瀬歴史記念館の設置、水道局水源管理課に水質検査係を設置、市民福祉会館を市民文化センターに変更
10. 4. 1 市民生活部と環境部を統合し、市民環境部を設置。広報相談課を廃止し、企画調整部に生涯学習課を設置。情報管理課を行政管理課に統合。商工労政課と観光物産課を統合し、商工観光課を設置。課の名称、所管の変更等
総合福祉センターを社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会に委託。
女性センター・働く婦人の家を財団法人新居浜市文化体育振興事業団に委託
11. 4. 1 高齢福祉課に介護保険料係と介護認定係を設置等
12. 4. 1 高齢福祉課を介護福祉課に、女性政策課を男女共同参画課に名称変更し、消

- 防署を3部交替勤務制に移行した。
13. 4. 1 生活環境課と環境交通課を環境政策課と生活環境課に再編し、学校給食課を設置。
14. 4. 1 国民年金課を廃止し、市民課国民年金係として市民課に統合。東新学園に指導第一係、指導第二係を設置。
15. 4. 1 企画調整部を企画部に、財務部を総務部に、保健福祉部を福祉部に、産業振興部を経済部に、都市開発部を建設部に名称変更。市民環境部を市民部と環境部に分離し、下水道部を環境部に統合。経済部に別子山支所を設置。課(室)の所属、名称、所管等の変更
16. 4. 1 企画部に産業遺産活用室、福祉部に子育て支援室、市民部に市民安全室、経済部に中小企業振興室を設置。都市計画課の開発審査係を建築課に移管。広報相談課の交通安全係を交通災害共済係に名称変更。企画部総合政策課に芸術文化推進係を新設。くすのき園を民間委託
17. 4. 1 子育て支援室を廃止し、児童福祉課に統合。児童福祉課の母子児童係を子育て支援係に名称変更。選挙管理委員会事務局を企画部情報政策課と併任。
18. 4. 1 行政改革推進室を廃止し、企画部に行政改革推進課を設置。企画部に駅周辺整備室を設置。市民安全室を廃止し、総務部に防災安全課を設置。福祉部介護福祉課に地域包括支援センターを設置。企画部エコ推進課(H15.4.1設置)を廃止し、環境部環境施設課と統合し、ごみ減量課に名称変更。経済部に運輸観光課を設置。中小企業振興室を廃止し、商工労政課に統合。市営住宅の管理事務を建設部建築課に移管し、建築住宅課に名称変更。建設部に建築指導課を設置。
19. 4. 1 産業遺産活用室を廃止し、別子銅山文化遺産課を設置。
20. 4. 1 環境部の環境保全、廃棄物、衛生関連部門を生活環境課、ごみ減量課の2課体制から環境保全課、ごみ減量課、環境施設課の3課体制に再編。
- 教育委員会事務局に発達支援準備室を新設。
21. 4. 1 教育委員会事務局の発達支援準備室を廃止し、発達支援課を設置。
22. 4. 1 行政改革推進課を秘書広報課に名称変更。企画部に港湾管理課を新設。総務部に債権管理対策室を新設。市民部市民活動推進課に消費生活センターを新設。北消防署に通信指令課を新設。
23. 4. 1 駅周辺整備室を総合文化施設準備室に名称変更。防災安全課を市民部に配置替。契約課に工事検査班を設置。福祉課を廃止し、地域福祉課と生活福祉課を設置。保健センターに精神保健係を新設。都市計画課に国土調査係を新設。体育文化課をスポーツ文化課に、水道局総務料金課を総務課に名称変更。
25. 4. 1 水道局総務課を水道総務課に名称変更。男女共同参画課に相談支援係を新設。商工労政課に企業立地係を新設。スポーツ文化課に国体準備係を新設。工務課漏水調査係を漏水対策係に名称変更。
26. 4. 1 総合文化施設準備室の施設建設係を廃止し、施設管理係、学芸係を設置。スポーツ文化課の国体準備係を廃止し、企画部に国体推進室を設置。児童福祉課を子育て支援課に、商工労政課を産業振興課に名称変更。保健センターに医療対策係を新設。区画整備課を都市計画課に統合し、駅周辺整備係を設置。スポーツ文化課のスポーツ振興係を競技力向上係に名称変更。
27. 4. 1 企画部に地方創生推進室を設置。国体推進室の競技運営係を廃止し、第一競技係、第二競技係を設置。子育て支援課の子育て支援係、母子児童係を支援係、給付係に名称変更。生活福祉課に自立支援係を新設。地域福祉課に障がい支援係を新設。市民活動推進課を地域コミュニティ課に名称変更。環境保全課の環境保全係、衛生係を廃止し、環境衛生係、墓地管理係を設置。

別子山支所の厚生係を廃止し、住民係を市民係に名称変更。
 社会教育課に地域交流センター、大島交流センターを設置。
 企画部総合文化施設準備室を廃止し、教育委員会に総合文化施設を設置。
 水道局工務課に計画係を新設。
 消防本部予防課に保安係を新設。

5 広 聴

(1) 市政モニター

市民の意見や提言などを市政に反映させ、行政施策の向上を図るため昭和42年度から設置している。
 モニターの数 18人（任期1年）（H27年度）
 任 務 市民にとって開かれた市政の運営と広聴機能の充実に努める。会議などに出席し、市政に対する意見や提言を行う。

(2) 市民の声

市内の自治会、市政モニター、あるいは一般市民から寄せられる各種要望、意見、苦情等については、「市民の声」として関係部局に連絡を行い、これら広聴事項の解決処理に努めている。また、市長への手紙・メールを活用して、市民の声を行政に反映させることとしている。

(3) まちづくり校区懇談会

連合自治会と市との共催により、地域主体の懇談会として平成19年度から開催しており、地域と行政が一体となった協働のまちづくりを推進する。また、市職員が「まちづくり推進員」として参画し、地域が設定した課題などについて意見交換を行い、政策形成に反映させる。

市内18会場で開催
 平成27年度 7/1～10/8

〈平成26年度の内容・実績〉

- 市長から市の重点事業について説明
 - 過去の主要課題の進捗状況報告
 - 意見交換
 - (1) 校区課題 78件
 - (2) その他（意見・要望など） 30件
- [参加者数：1,217人]

平成26年度広聴票（部名別）

部 名	件数	項 目	件数	部 門 別 処 理 状 況							合 計	
				1 満 た し た	2 満 た せ る く	3 以 次 年 降 度	4 検 査 調 査 討	5 参 考	6 な ま り な い	7 そ の 他		
経 済 部	5	農道の補修について	2		1						1	2
		農道の交通安全対策について	2	2								2
		その他	1		1							1
建 設 部	6	道路の補修について	1	1								1
		交通安全施設の整備について	5		2				1	2		5
合 計	11		11	3	4				1	3	11	

平成26年度 市長への手紙・メール

部 名	件数	項 目	件数	部 門 別 処 理 状 況							合 計
				1 満 た し た	2 満 近 た せ る く	3 以 次 年 降 度	4 検 調 査 討 ・	5 参 考	6 な 満 た い せ	7 そ の 他	
企 画 部	32	広報・広聴について	9	2	1		2	2	2		9
		政策について	9	2		2	5				9
		総合文化施設について	3		1	2					3
		笑顔甲子園について	5	3			2				5
		その他	6	1		3	1	1			6
総 務 部	42	市役所職員について	23	7	1		1	13		1	23
		市役所庁舎について	7	1		2	2			2	7
		税金について	8	3			1	1	3		8
		その他	4			1	2	1			4
福 祉 部	71	生活保護について	19	4	1			6	1	7	19
		障がい福祉について	7	2					2	3	7
		介護について	3	2			1				3
		国保について	10				1			9	10
		子育て支援について	10	3		2	2	1		2	10
		保育園について	2	1			1				2
		窓口対応について	8				8				8
		その他	12	1	1	2	2			6	12
市 民 部	37	安全安心について	9	1	1		3	4			9
		自治会について	8		1	1	2	2	2		8
		戸籍・住民記録について	4			2	1	1			4
		窓口対応について	9		1		7	1			9
		その他	7				3	2	2		7
環 境 部	39	ゴミ処理について	7	1	1			2	3		7
		河川について	3		1					2	3
		下水道について	3	1	2						3
		衛生(墓地・犬・猫)について	10	1	1		2	6			10
		環境(悪臭・騒音・野焼き等)について	9	3	1		4		1		9
		まちの美化について	5	2	2			1			5
		その他	2	1	1						2
経 済 部	37	観光について	16	2	3		1	5	4	1	16
		太鼓祭りについて	12	1		3	5	1	2		12
		産業について	2			1		1			2
		交通について	3		2	1					3
		その他	4	1	1		1	1			4
建 設 部	58	公園整備等について	16	5	2		6	1	2		16
		駅周辺整備について	11	3	2		1	2	2	1	11
		道路整備・舗装・改修	14	1	5	1	2	2		3	14
		交通安全対策について	4	1	2				1		4
		市営住宅について	8						1	7	8
		その他	5	1					2	2	5
教育委員会	33	小・中学校について	11	1			2	7	1		11
		スポーツについて	10	1	2		3	2	1	1	10
		文化について	3	1		2					3
		図書館について	4	1		1	1	1			4
		その他	5	1		1	2	1			5
消 防 本 部	1	消防について	1				1			1	
議 会 事 務 局	2	市議会について	2				2			2	
水 道 局	2	水道について	2	1					1	2	
そ の 他	20		20	2	1				17	20	
合 計	374		374	65	37	3	47	104	43	75	374

うち 市長への手紙 : 193件
市長へのメール : 181件

6 市 政 広 報

(1) 広 報

ア 印刷物による広報

名称 区分	市政だよりにはま	市 勢 要 覧
発 行 日	毎月1回	平成25年1月10日 (5年に1回)
発 行 部 数	1回 44,500部	1,500部
版 型	A4版	A4版
経 費	1,359万円	82万円
単 価	23円(40頁・消費税含まず)	540円(48頁・消費税含む)
配 布 対 象	全戸	関係機関ほか
配 布 方 法	自治会組織などを通じて配布	随時
内 容	市政に関する情報 季節、地域の話	市制施行75周年を 迎えた本市の現在の 様子を写真を中心に紹介

イ ホームページによる広報

高度情報化に対応し、インターネットを利用した市政情報広報システムとして、平成8年から運用を開始し、市内外に発信している。

平成24年4月1日から音声読上ソフトを導入した。

平成27年3月に全面リニューアルを行った。

ウ CATVによる広報

CATVデジタル112チャンネルを活用した広報番組を制作し、市の主要プロジェクトの紹介、各施設の紹介、各種イベントのお知らせなどを行っている。

「マイタウンにはま」などの広報番組は、株式会社ハートネットワークに制作を委託し、番組を制作、放映している。「インフォにはま」は15分の文字情報番組で、市民に身近な生活情報を伝達する。

また、平成24年4月からデータ放送がリニューアルされ、行政情報を見ることができるようになった。

エ 声の市政だより

視覚障がい者に市政に関する情報(市政だよりから抜粋)を提供するため、ボランティアグルー

プ「声の図書室やまびこ」の協力を得て、音声(テープ)で伝えている。また、「点訳グループさざなみ」の協力を得て、点訳市政だよりも提供している。

オ メールマガジン・ツイッター・フェイスブックほか携帯電話等を利用した情報提供、情報収集システムとして、平成20年3月25日から「メールマガジン」の運用を開始している。また、平成24年4月1日から「ツイッター」、平成25年3月27日から「ユーチューブ」、平成25年3月28日から「フェイスブック」の運用を開始し、市政情報の発信、市民意識調査に活用している。平成25年9月からは、スマートフォン用アプリ「新居浜いんふお」の提供を開始している。

7 情 報 政 策

(1) 事務改善

ア 電子計算処理の推進

(ア) 住民情報システム

行政事務の近代化と市民サービスの向上を図るため、昭和43年以来行政事務の電算化を積極的に進めてきた。

○昭和43年 事務処理を外部委託する方法で市税事務の電算化を開始し、続いて国民健康保険及び給与計算事務の電算化を進めた。

○昭和49年 住民基本台帳を電算化し、国民健康保険料、選挙関係等、各個別業務間の情報の相互交流が可能であるシステムの開発を推進した。

○昭和55年3月 増大する行政需要と多様化する住民要望に的確迅速に対応するために、新庁舎の建設を機に電子計算機(汎用機)を単独購入し、外部委託していた業務を処理するとともに、毎日収納消込システムの開発及び国民健康保険診療報酬明細書(レセプト)点検等の新規業務の開発並びにオンラインシステムの導入を行った。

○昭和59年度 漢字オンラインシステムの開発に着手した。

○昭和60年11月 住民登録・戸籍附票システム(漢字オンラインシステム)の運用を開始した。

○昭和61年5月 上部、川東支所での漢字オンラインシステム運用を開始した。

○昭和62年3月 印鑑証明システム(漢字オン

ラインシステム)の運用を開始した。

- 昭和63年 口座振替制度の開始及び老人医療レセプトの点検システムの運用を開始した。
- 平成6年度 住民基本台帳の続柄表示の変更を自主開発により対応した。
- 平成9年7月 国民年金オンラインシステムの運用を開始した。
- 平成10年2月 郵便番号7桁化に自主開発により対応した。
- 平成10年11月 上下水道オンラインシステム及び住民税オンラインシステム(軽自動車税、市県民税、法人市民税)も稼動を開始した。
- 平成11年10月 平成12年4月からの介護保険制度の導入に伴い介護保険オンラインシステムの段階的な運用を開始した。
- 平成12年4月 介護保険オンラインシステムの本格運用を開始した。また国民健康保険加入の被保険者へ対応するため、国民健康保険システムに、2号被保険者の資格管理・調定管理等の機能を追加した。
- 平成14年8月 住民基本台帳ネットワークに対応するためシステムの改修を行った。また、県から業務委譲される児童扶養手当業務についても、平成13年度から開発を進めていた児童手当システムと共にシステムの運用を開始した。
- 平成14年度 別子山村との合併を考慮し、各システムの改修を行った。また、外部機関による情報システム監査を受け、情報システムの信頼性の観点から、危機的状況にあり、抜本的な対策を行うことが必要不可欠であるとの指摘を受けた。
- 平成16年度～平成18年度 基幹業務システム構築事業に着手し、システム開発及びデータ移行作業を行った。平成19年1月より前基幹業務システムの運用を段階的に開始した。
- 平成19年度 前基幹業務システムが全面稼動を開始した。後期高齢者医療制度、就学前外来医療費助成及び妊産婦健康診査の制度改正等に伴うシステム改修を行った。
- 平成20年度 市県民税に係る公的年金等受給者からの特別徴収及び給与支払報告書の電子化、並びに裁判員候補者名簿作成等、制度改正に伴うシステム改修を行った。
- 平成21年度 後期高齢者医療システムの改修及び機能追加、住民税公的年金特別徴収に伴うシステム改修等を行うとともに、子ども手

当システムの導入を行った。

- 平成22年度 水道局の料金徴収業務委託に伴い、上水道システムの運用を終了した。
 - 平成24年度 基幹業務システムの更新を段階的に開始した。平成24年4月に介護保険システム、平成25年2月に障害福祉サービスの運用を開始した。
- (イ) 内部事務の電算化
- 平成2年度 内部事務の効率化を図るために財務会計システムの導入に着手した。
 - 平成3年4月 予算の部門執行管理・出納管理システムの運用を開始した。
 - 平成5年6月 決算システムの運用を開始した。
 - 平成7年6月 証憑のA4版化及び旅費計算機能を追加した。
 - 平成10年度 予算編成システムの稼動を開始した。
 - 平成26年度 ICTを活用した業務効率向上を目的として、財務会計システムを更新した。

イ ICTの推進

高度情報化社会といわれる今日、住民の情報に対する価値観が多様化している中で、事務処理の効率化・近代化を図ることが急務とされている。

本市においては昭和59年4月に「行政診断調査研究委員会」の報告のもとに、「新居浜市OA調査研究委員会」を設置し、行政として来るべき高度情報化時代にどう対応し、情報処理システムの改善に取り組んでいけばよいかについて調査研究を行い、昭和60年11月に報告した。

また、事務の近代化を進める中で、昭和58年7月従来の和文タイプにかわり、ワードプロセッサ2台を導入し、昭和61年度からは庁内各部局にOA機器を設置することにより、業務への適用を図るとともに、業務の利用拡大に対応するため、機器の機能強化にも努めている。

さらに平成12年5月には、庁内LANによる全庁的なネットワークシステムを稼動させ、平成20年2月及び平成25年2月に全面更新し、情報の共有化を行っている。

また、研修部門との連携により継続的なICT研修を実施し、広く職員にICT感覚、ICT意識を持たせるよう、その推進を図るものである。

電算業務処理状況表

(27.4.1現在)

課名	業務名
市民課	住民記録
市民課	外国人登録
市民課	印鑑登録
市民課	国民年金
市民税課	個人住民税
市民税課	法人市民税
市民税課	軽自動車税
資産税課	固定資産税
収税課	収納管理
収税課	滞納整理
国保課	賦課
国保課	資格
国保課	給付
国保課	後期高齢者医療
国保課	徴収
国保課	医療費適正化
地域福祉課	福祉手当
地域福祉課	重度心身障害者(児)医療
地域福祉課	障害福祉サービス

課名	業務名
介護福祉課	老人措置
介護福祉課	在宅福祉台帳
介護福祉課	介護保険
子育て支援課	児童手当
子育て支援課	児童扶養手当
子育て支援課	母子・乳幼児医療
子育て支援課	子育て支援
保健センター	各種予防接種・検診
財政課	財務会計
出納室	財務会計
人事課	人事管理
人事課	給与管理
建築住宅課	住宅使用料
下水道管理課	下水道受益者負担金
選挙管理委員会事務局	選挙事務
農業委員会事務局	農家台帳
教育委員会社会教育課	成人式
教育委員会学校教育課	学齢簿
教育委員会学校教育課	就園奨励

情報端末設置状況

(27.4.1現在・単位:台)

部局	区分	庁内LAN			基幹業務システム			合計
		情報政策課 管理分	その他	小計	情報政策課 管理分	その他	小計	
企画部	部	60	0	60	13	0	13	73
総務部	部	102	1	103	73	0	73	176
福祉部	部	221	0	221	100	24	124	345
市民部	部	89	3	92	31	0	31	123
環境部	部	43	32	75	3	0	3	78
経済部	部	55	1	56	2	0	2	58
建設部	部	54	31	85	5	0	5	90
出納室	室	9	0	9	1	0	1	10
議会事務局		9	1	10	0	0	0	10
選挙管理委員会事務局		0	16	16	1	0	1	17
監査委員事務局		6	0	6	0	0	0	6
農業委員会事務局		7	0	7	2	0	2	9
水道局		49	12	61	2	0	2	63
教育委員会事務局		90	4	94	4	0	4	98
教育機関(小学校・公民館ほか)		68	11	79	0	0	0	79
消防		65	0	65	0	0	0	65
港務局		8	3	11	0	0	0	11
土地開発公社		3	0	3	0	0	0	3
サーバ・予備機ほか		27	0	27	13	0	13	40
合計		965	115	1,080	250	24	274	1,354

8 地域情報化の推進

(1) テレトピア構想

テレトピア構想は旧郵政省の提唱する高度情報化施策であり、平成元年2月28日、地域指定を受けたものである。

テレトピアとは、テレコミュニケーション（電気通信）とユートピア（理想郷）の二つの言葉を併せた名称で、各種の情報通信メディアを活用し、活力ある快適な地域社会の形成発展を促進し、高度情報通信社会への円滑な移行を図るものである。

新居浜市テレトピア計画では、「人と地域が輝く情報ネットワーク都市」を目標に、次の3つのシステム構築を目指す。

ア 情報通信メディアを利用し、市民生活に必要な情報を広く提供し、また地域外へ情報を発信するための市民総合情報ネットワークシステム

イ マルチメディア時代の情報化人材育成と教育分野の情報化を図るための教育情報ネットワークシステム

ウ 行政内部の情報化を推進し、行政サービス水準の高度化、行政事務処理の効率化等により、市民への情報サービスの充実及び都市機能の強化を図るための行政情報ネットワーク

○ 株式会社ハートネットワーク

平成2年9月1日、テレトピア計画の主要なメディアのひとつである都市型CATVとして開局した。以後、市内域でサービスエリア（対象区域）を順調に広げ、現在、新居浜・金子・宮西・金栄・惣開・若宮・泉川・中萩・角野・大生院・船木・高津・垣生・浮島・神郷・多喜浜の16校区に及んでいる。また、インターネット接続サービスを平成12年12月から、一部別子山地区でのインターネットサービスを平成23年4月から、デジタル放送サービスを平成15年4月から、地域WiMAXサービスを平成21年4月から、LTEサービスを平成26年12月から、それぞれ開始した。チャンネル数は現在デジタル85チャンネル、ラジオ2チャンネル、また加入世帯はCATV 18,733世帯、インターネット、WiMAX及びLTE 7,100世帯（平成27年3月31日現在）となっている。（なお、CATV対応集合住宅も含めた新居浜市内の加入率は39.0%となっている。）

同社の自主制作番組は5チャンネルあり、「新居浜チャンネル」では毎日市内の出来事や話題を提供、「広報チャンネル」では市役所をはじめ官公庁からのお知らせや行政の仕組みなどをわかりやすく提供、「コミュニケーションチャンネル」では、スポーツ大会、運動会、音楽会、講演会をはじめ地域の伝統行事や催し物などを提供し、市民のためのチャンネルとしてコミュニティーの向上が図られている。

また、平成24年10月よりエリア放送免許を取得し、本放送を開始している。

設立年月日	昭和63年3月17日
所在地	坂井町二丁目3番17号 ☎ 32-7777 (新居浜テレコムプラザ2階)
資本金	4億9,550万円

○ 新居浜テレコムプラザ

全国で5番目、四国で初めての民活法に基づく電気通信高度化基盤施設で、本市の情報化を推進するため、ニューメディアや情報通信システムに慣れ親しむためのデモンストレーションの「場」、情報関連の人材を育てていくための「場」、データベースを構築し、これを地域に根づかせていくための事業展開の「場」を提供するため、本市も出資した第三セクターの新居浜テレコムプラザ株式会社により建設された。

所在地	坂井町二丁目3番17号 ☎ 33-5200
資本金	2億7,000万円
敷地面積	4,266㎡
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造9階建
建物面積	4,244㎡
竣工	平成3年2月28日

9 地域開発

(1) 水資源開発の推進

地下水源の保全涵養及び地下水の適正かつ合理的な利用推進を図るとともに、将来の水需要の見通しの中、西条地区工業用水道の適正な活用を図る。

10 別子銅山文化遺産

300年の歴史を誇る「別子銅山」は、本市の「モノづくり」の歴史を語る上で全国的にも極めて貴重な「近代化遺産」を現在に残している。それは建造物や構造物のみならず、各種の道具や製品、産業に関わる写真やフィルム、携わった人たちの体験や貴重な意見、また職人の高い技術など、「鉱業」及び「鉱山」から派生した多方面にわたるものになっている。

市民が郷土・新居浜市に愛情と誇りが持てるまちづくりを推進することを目的として「新居浜市あかがね基金」を平成20年4月に設置し、遺産の保存活用に役立てている。平成21年8月に旧山根製錬所煙突ほか5つの物件が、平成23年1月には旧端出場水力発電所が国の登録有形文化財になっている。平成24年3月に策定した『別子銅山近代化産業遺産を活かしたまちづくり総合整備計画』を推進し、産業遺産の価値を高め、文化財化に取り組んでいる。平成25年3月には旧端出場水力発電所の調査報告書が完成し、その価値を明らかにした。また、平成25年度情報発信事業として「あかがねエッセイ賞作品集」を出版するとともに、「あかがねフォトコンテスト」、「NHK大阪別子銅山展」などを実施した。平成26年度は、鷲尾勘解治氏の功績と自彊舎活動を顕彰するため、菊本町の自彊舎跡地の整備を行い、記念碑を設置した。また、「別子銅山東京展(六本木)」を行い、首都圏における情報発信を行った。

11 えひめ国体の推進

平成29年の愛媛県単独による「第72回国民体育大会」の開催に向け、愛媛県えひめ国体推進局との連携により、大会の円滑な運営を図るため、関係団体との連絡・調整及び開催に必要な施設・設備等の整備と組織体制づくりの推進を図る。

- 大会の愛称
「^{えがお}愛顔つなぐえひめ国体」
- 大会スローガン
「君は風 いしづちを駆け 瀬戸に舞え」
- 本市開催競技
(正式競技)
 - ・ウエイトリフティング(全種別)…本市単独開催
 - ・セーリング(全種別)……………同上
 - ・サッカー(少年男子)……………2市共同開催
 - ・軟式野球(成年男子)……………5市町共同開催
- (デモンストレーションスポーツ)
 - ・カローリング
 - ・バウンドテニス

12 東予港(東港地区)臨海工業用地造成事業

愛媛県管理の東予港(東港地区)において、臨海工業用地造成事業を施行する。

本事業により、住友化学株式会社愛媛工場の防災機能の向上による市民生活の安全性の確保、生産活動支援による新居浜市の経済発展を図る。

- ・埋立面積 4.3 ha
- ・事業概要 平成22年度～平成27年度(予定)

平成27年度は、事業最終年度として、覆土工、水叩工及び付帯工を施工し、完了の見込みである。

13 予 算

(1) 各会計予算総括表

(単位：千円・%)

会 計		年度		26		27	
		区分		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比
一 般 会 計		47,550,404	54.7	46,816,278	54.2	48,654,782	54.9
特 別 会 計	貯 木 場 事 業	114,815	0.1	58,025	0.1	1,250	0.0
	渡 海 船 事 業	177,403	0.2	203,358	0.2	199,933	0.2
	住宅新築資金等貸付事業	10,385	0.0	8,312	0.0	10,064	0.0
	平 尾 墓 園 事 業	21,291	0.0	25,854	0.0	30,692	0.0
	公 共 下 水 道 事 業	5,608,392	6.5	6,033,279	7.0	5,627,743	6.4
	国 民 健 康 保 険 事 業	14,557,491	16.7	13,761,435	16.0	15,254,367	17.2
	介 護 保 険 事 業	12,856,586	14.8	13,352,072	15.5	13,101,841	14.8
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	1,568,234	1.8	1,611,338	1.9	1,595,062	1.8
	工 業 用 地 造 成 事 業	93,382	0.1	268,247	0.3	695,353	0.8
	小 計		35,007,979	40.2	35,321,920	41.0	36,516,305
企 業 会 計	水 道 事 業 会 計	4,001,434	4.6	3,728,207	4.3	3,106,313	3.5
	工 業 用 水 道 事 業 会 計	410,929	0.5	415,680	0.5	355,790	0.4
	小 計	4,412,363	5.1	4,143,887	4.8	3,462,103	3.9
合 計		86,970,746	100	86,282,085	100	88,633,190	100

(2) 平成27年度一般会計性質別予算

(歳入)

(歳出)

(単位：千円・%)

性質		区分		当初予算額	構成比	性質		区分		当初予算額	構成比
自 主 財 源	市 税	18,486,897	38.0	人 件 費		7,908,374	16.2				
	分 担 金 及 び 負 担 金	530,876	1.1	物 件 費		6,924,192	14.2				
	使 用 料 及 び 手 数 料	978,911	2.0	維 持 補 修 費		366,456	0.8				
	財 産 収 入	51,648	0.1	扶 助 費		10,796,519	22.2				
	寄 附 金	19,980	0.0	補 助 費 等		3,278,448	6.7				
	繰 入 金	2,052,929	4.2	公 債 費		5,298,550	10.9				
	繰 越 金	1,100,000	2.3	出 資 金 及 び 貸 付 金		1,209,000	2.5				
	諸 収 入	1,988,165	4.1	繰 出 金 及 び 積 立 金		5,596,854	11.5				
	小 計	25,209,406	51.8	予 備 費		30,000	0.1				
					小 計		41,408,393	85.1			
依 存 財 源	地 方 譲 与 税	294,000	0.6	投 資 的 経 費	補 助 事 業 費	3,781,055	7.8				
	利 子 割 交 付 金	35,000	0.1		単 独 事 業 費	3,313,734	6.8				
	配 当 割 交 付 金	20,000	0.0		災 害 復 旧 事 業 費	151,600	0.3				
	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	30,000	0.1		小 計	7,246,389	14.9				
	地 方 消 費 税 交 付 金	1,800,000	3.7								
	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	32,000	0.1								
	自 動 車 取 得 税 交 付 金	20,000	0.0								
	地 方 特 例 交 付 金	60,000	0.1								
	地 方 交 付 税	6,000,000	12.3								
	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	15,000	0.0								
国 庫 支 出 金	7,231,485	14.9									
県 支 出 金	2,988,791	6.2									
市 債	4,919,100	10.1									
小 計	23,445,376	48.2									
合 計		48,654,782	100	合 計		48,654,782	100				

(3) 平成27年度一般会計財源内訳

(歳出)

(単位：千円・%)

科目	財源 当初予算額	特 定 財 源			一般財源	一般財源 充 当 率
		国県支出金	地 方 債	そ の 他		
議 会 費	418,514	—	—	—	418,514	100.0
総 務 費	4,469,322	360,180	9,400	597,661	3,502,081	78.4
民 生 費	18,432,090	8,193,420	—	1,143,636	9,095,034	49.3
衛 生 費	5,831,199	222,278	427,400	251,282	4,930,239	84.5
労 働 費	371,896	42,774	—	305,000	24,122	6.5
農 林 水 産 業 費	563,216	67,335	23,100	13,775	459,006	81.5
商 工 費	2,318,531	18,169	735,600	801,515	763,247	32.9
土 木 費	3,794,043	736,188	664,300	448,172	1,945,383	51.3
消 防 費	1,939,204	45,598	278,500	76,228	1,538,878	79.4
教 育 費	5,035,093	454,334	743,400	351,990	3,485,369	69.2
災 害 復 旧 費	151,600	80,000	37,400	—	34,200	22.6
公 債 費	5,299,974	—	—	169,656	5,130,318	96.8
諸 支 出 金	100	—	—	100	—	0
予 備 費	30,000	—	—	—	30,000	100.0
計	48,654,782	10,220,276	2,919,100	4,159,015	31,356,391	64.4

(2) 一般会計決算の推移 (款別)

ア 歳入

(単位：千円・%)

款	年度 区分	24		25		26	
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
市	税	18,557,847	38.6	18,902,720	40.3	18,920,673	37.7
地方	譲与税	349,929	0.7	340,562	0.7	337,689	0.7
	利子割交付金	55,515	0.1	55,131	0.1	49,821	0.1
	配当割交付金	28,391	0.1	60,303	0.1	113,119	0.2
	株式等譲渡所得割交付金	9,094	0.0	95,508	0.2	74,305	0.1
	地方消費税交付金	1,112,322	2.3	1,102,842	2.4	1,329,431	2.6
	ゴルフ場利用税交付金	40,523	0.1	40,867	0.1	38,138	0.1
	自動車取得税交付金	69,261	0.1	61,168	0.1	31,565	0.1
	地方特例交付金	68,110	0.1	67,716	0.1	67,942	0.1
	地方交付税	6,337,944	13.2	6,144,430	13.1	6,178,466	12.3
	交通安全対策特別交付金	22,600	0.1	21,575	0.0	18,568	0.0
	分担金及び負担金	833,953	1.7	823,410	1.8	800,311	1.6
	使用料及び手数料	740,708	1.5	735,983	1.6	725,965	1.4
	国庫支出金	6,042,163	12.6	7,079,182	15.1	7,764,321	15.5
	県支出金	2,913,103	6.1	2,788,345	5.9	3,171,998	6.3
	財産収入	79,002	0.2	72,221	0.2	319,685	0.6
	寄附金	15,934	0.0	36,732	0.1	84,447	0.2
	繰入金	2,495,606	5.2	389,838	0.8	2,087,458	4.2
	繰越金	1,412,848	2.9	1,505,618	3.2	1,566,538	3.1
	諸収入	1,571,775	3.3	1,569,182	3.3	1,433,899	2.9
	市債	5,319,000	11.1	5,053,300	10.8	5,117,700	10.2
合	計	48,075,628	100	46,946,633	100	50,232,039	100

イ 歳出

(単位：千円・%)

款	年度 区分	24		25		26	
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
議	会費	386,266	0.8	377,566	0.8	390,560	0.8
総	務費	6,805,053	14.6	6,217,869	13.7	7,333,482	15.1
民	生費	17,309,171	37.2	16,903,882	37.3	18,076,953	37.2
衛	生費	4,700,753	10.1	5,044,775	11.1	5,115,151	10.5
労	働費	287,184	0.6	283,734	0.6	314,781	0.7
農	林水産業費	567,978	1.2	558,380	1.2	751,523	1.5
商	工費	2,006,850	4.3	1,139,708	2.5	1,359,677	2.8
土	木費	3,447,279	7.4	3,925,514	8.7	3,273,816	6.7
消	防費	1,385,757	3.0	1,293,048	2.9	2,005,070	4.1
教	育費	3,564,987	7.7	3,742,492	8.3	4,031,400	8.3
災	害復旧費	135,140	0.3	111,670	0.2	131,651	0.3
公	債費	5,699,547	12.2	5,781,384	12.7	5,727,354	11.8
諸	支出金	274,045	0.6	73	0.0	76,903	0.2
予	備費	—	—	—	—	—	—
繰	上充用金	—	—	—	—	—	—
合	計	46,570,010	100	45,380,095	100	48,588,321	100

(3) 一般会計歳出決算性質別の推移

性質別	年度 区分	24			25			26		
		決算額	構成比	市民1人 当たり	決算額	構成比	市民1人 当たり	決算額	構成比	市民1人 当たり
		千円	%	円	千円	%	円	千円	%	円
1. 人件費		7,612,798	16.4	61,202	7,507,529	16.5	60,693	7,740,857	15.9	63,061
2. 物件費		8,108,165	17.4	65,184	8,117,839	17.9	65,628	6,122,501	12.5	49,877
3. 補助費等		2,465,441	5.3	19,821	2,476,091	5.5	20,019	3,157,178	6.5	25,720
4. 維持補修費		276,127	0.6	2,220	279,597	0.6	2,260	320,455	0.7	2,611
5. 扶助費		7,794,372	16.7	62,662	7,885,308	17.4	63,747	10,285,879	21.2	83,795
6. 建設事業費		7,291,739	15.7	58,621	6,452,854	14.2	52,167	7,885,749	16.2	64,242
(1) 普通建設 事業費		7,156,599	15.4	57,534	6,341,184	14.0	51,264	7,754,098	16.0	63,170
ア 補助		2,366,497	5.1	19,025	4,084,938	9.0	33,024	4,808,255	9.9	39,171
イ 単独		4,790,102	10.0	38,509	2,256,246	5.0	18,240	2,945,843	6.1	23,999
(2) 災害復旧 事業費		135,140	0.3	1,086	111,670	0.2	903	131,651	0.2	1,072
7. 出資金貸付金		1,235,254	2.7	9,931	675,609	1.5	5,462	669,133	1.4	5,451
8. 積立金		1,251,957	2.7	10,065	1,197,305	2.6	9,679	1,253,361	2.6	10,211
9. 繰出金		4,835,912	10.4	38,878	5,007,843	11.0	40,485	5,427,132	11.2	44,212
10. 公債費		5,698,245	12.2	45,810	5,780,120	12.8	46,728	5,726,076	11.8	46,648
歳出合計		46,570,010	100	374,393	45,380,095	100	366,868	48,588,321	100	395,828

(4) 特別会計決算の推移

(単位：千円)

事業別	年度 区分	24		25		26	
		歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
貯木場事業		281,865	87,417	219,651	113,924	105,727	56,925
渡海船事業		210,129	210,129	163,180	163,180	193,323	193,323
住宅新築資金等貸付事業		24,067	8,074	30,427	6,851	35,259	7,031
平尾墓園事業		18,746	18,746	18,617	18,617	25,271	25,271
公共下水道事業		5,312,434	5,305,706	5,202,731	5,180,080	5,680,152	5,653,472
国民健康保険事業		14,073,959	13,995,768	13,971,037	13,862,274	13,762,317	13,762,317
介護保険事業		12,423,356	12,300,628	12,823,255	12,641,676	13,260,213	13,010,713
後期高齢者医療保険事業		1,614,643	1,531,661	1,610,732	1,531,480	1,653,880	1,566,010
工業用地造成事業		568,962	568,962	62,649	82,871	259,453	298,105
計		34,528,161	33,971,251	34,102,279	33,600,953	34,975,595	34,573,167

(5) 水道事業・工業用水道事業決算の推移

ア 水道事業

(単位：千円)

年度	区分	収益的収入	収益的支出	純利益	資本的収入	資本的支出
22		1,747,413	1,561,210	186,203	332,343	955,004
23		1,746,987	1,524,360	222,627	217,273	965,731
24		1,720,859	1,572,674	148,185	326,124	998,846
25		1,720,623	1,541,585	179,038	375,481	2,104,257
26		4,287,123	1,656,659	266,120	650,776	1,783,531

注：収益的収支は消費税抜金額、資本的収支は消費税等を含む金額

イ 工業用水道事業

(単位：千円)

年度	区分	収益的収入	収益的支出	純利益	資本的収入	資本的支出
22		235,543	178,495	57,048	0	183,632
23		235,490	170,336	65,154	0	34,653
24		238,741	177,038	61,703	5	64,706
25		227,811	174,390	53,421	0	105,777
26		237,018	209,931	19,229	91,640	96,839

注：収益的収支は消費税抜金額、資本的収支は消費税等を含む金額

(6) 市債現在高の推移

(単位：千円)

区 分	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度増減見込み		平成27年度末 見 込 額
			平成27年度中 起 債 見 込 額	平成27年度中 元金償還見込額	
一 般 会 計					
総 務	2,302,318	3,143,007	564,100	36,782	3,670,325
民 生	1,006,376	930,392	—	72,528	857,864
衛 生	2,968,663	2,415,250	427,400	690,442	2,152,208
農 水	436,893	400,234	25,900	51,049	375,085
商 工	703,963	706,188	864,700	71,118	1,499,770
土 木	14,864,664	12,952,124	613,400	1,959,993	11,605,531
公 営 住 宅	604,889	769,048	247,500	71,128	945,420
消 防	374,946	857,421	393,500	61,282	1,189,639
教 育	3,646,878	3,726,995	830,500	269,707	4,287,788
災 害 復 旧	567,551	425,220	205,600	248,460	382,359
減 税 補 て ん 債	1,042,010	913,335	—	128,228	785,107
臨 時 税 収 補 て ん 債	222,914	168,800	—	55,151	113,649
臨 時 財 政 対 策 債	18,362,332	19,936,196	2,000,000	965,036	20,971,160
借 換 債	202,126	—	—	—	—
減 収 補 て ん 債	1,001,000	935,000	—	66,000	869,000
計	48,307,523	48,279,209	6,172,600	4,746,904	49,704,905
特 別 会 計					
貯 木 場 事 業	56,685	—	—	—	—
渡 海 船 事 業	49,251	37,618	—	11,710	25,907
住宅新築資金等貸付事業	15,872	12,799	—	5,928	6,871
平 尾 墓 園 事 業	109,754	96,434	—	13,385	83,050
公 共 下 水 道 事 業	36,690,274	36,294,089	2,212,900	2,259,395	36,247,594
国 民 健 康 保 険 事 業	150,000	100,000	—	50,000	50,000
介 護 保 険 事 業	21,101	—	—	—	—
工 業 用 地 造 成 事 業	833,867	584,275	520,000	380,717	723,558
計	37,926,803	37,125,215	2,732,900	2,721,135	37,136,980

(単位：千円)

区 分	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度増減見込み		平成27年度末 見 込 額
			平成27年度中 起 債 見 込 額	平成27年度中 元金償還見込額	
企 業 会 計					
水 道 事 業	4,970,021	5,145,663	300,000	324,358	4,807,827
工 業 用 水 道 事 業	18,653	81,851	50,000	6,802	76,067
計	4,988,674	5,227,514	350,000	331,160	4,883,894

(7) 普通会計決算(財政指標)の推移

(単位：千円)

区分	年度	22	23	24	25	26
歳入総額	㉑	49,002,148	45,829,661	48,107,799	46,984,666	50,280,660
歳出総額	㉒	47,390,549	44,403,098	46,585,562	45,393,925	48,613,531
歳入歳出差引額	(㉑ - ㉒) ㉓	1,611,599	1,426,563	1,522,237	1,590,741	1,667,129
翌年度へ繰越すべき財源	㉔	414,120	241,635	332,431	697,041	1,101,165
実質収支	(㉓ - ㉔) ㉕	1,197,479	1,184,928	1,189,806	893,700	565,964
単年度収支	㉖	241,181	△ 12,551	4,878	△ 296,106	△ 327,736
積立金	㉗	849,095	203,858	878,450	772,669	906,000
繰上償還金	㉘	99,176	28,629	-	-	-
積立金取り崩し額	㉙	-	79,965	713,740	27,832	1,580,000
実質単年度収支	(㉖ + ㉗ + ㉘ - ㉙)	1,189,452	139,971	169,588	448,731	△ 1,001,736
基準財政需要額	注：1	19,081,104	19,549,634	19,536,726	19,662,800	20,074,960
基準財政収入額	注：2	13,799,693	14,558,086	14,540,085	14,746,934	14,967,035
標準財政規模	注：3	25,937,989	26,507,565	27,002,231	27,426,143	27,213,960
財政力指数	単年度	0.723	0.745	0.744	0.750	0.746
	三年平均	0.800	0.746	0.737	0.746	0.747
実質収支比率	(%) 注：5	4.6	4.5	4.5	3.3	2.1
公債費比率	(%) 注：6	12.1	10.4	10.0	9.8	9.7
実績公債費比率	(%) 注：7	7.2	6.4	6.8	6.5	6.5
積立金現在高		11,519,757	12,085,882	12,121,787	12,928,379	12,090,094
地方債現在高		48,217,443	47,143,950	47,671,250	47,776,886	47,910,037
債務負担行為額		4,460,185	3,644,801	3,251,106	5,376,682	4,924,646
経常一般財源比率	(%) 注：8	96.4	94.3	92.3	91.5	92.8
経常収支比率	(%) 注：9	(85.0) 76.2	(85.8) 78.6	(88.0) 81.5	(88.6) 80.1	(91.1) 83.2

注：1 基準財政需要額

普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体が標準的な水準で行政を行うために必要な経費のうち、一般財源で賄うべき額を合理的に算定した額をいう。

この性格及び算定上の基本的なものは、特定財源を充当される部分を除いて一般財源をもって賄われる額であること。客観的な「あるべき財政需要額」を算定するものであること。義務的性格や普遍性の高い経費を算定の対象とし、地域的特殊性、独自性の強い経費は必ずしも算入されるわけではないこと等である。

注：2 基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体の財政力を合理的に測定するため、標準的な状態において見込まれる市税、利子割交付金、特別とん譲与税譲与金等の一般財源収入を、一定の方法で算定した額である。

この性格及び算定上の基本的なものは、収入実績ではなく、客観的な「あるべき一般財源収入額」を算定するものであり、その算定にあたっては、徴収努力の大小が地方交付税に影響を与えることのないように、なるべく客観的、間接的な資料を用いることとされている。

注：3 標準財政規模

地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもので、次の計算方式によって算定されたもの。

$$\begin{aligned} \text{標準財政規模} &= (\text{基準財政収入額} - \text{市民税所得割における税源移譲相当額の25\%} - \text{地方譲与税} - \text{交通安全対策特別交付金}) \times \frac{100}{75} + \\ & (\text{地方譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金} + \text{普通交付税} + \text{臨時財政対策債発行可能額}) \end{aligned}$$

注：4 財政力指数

基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年の平均値であり、地方公共団体の財政力を示す。

財政力指数は、必要とする一般財源に対して、制度上現実に収入される税収入等がどれだけあるかということを示す指標であり、この指標が高いほど財政力が強いといえる。

この指数が「1」を超えると普通交付税の不交付団体となり、「1」以下でも「1」に近いほど留保財源が多く、それだけ財源に余裕があるといえる。

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

注：5 実質収支比率

実質収支額の標準財政規模に対する割合をいい、実質収支額が黒字の場合の比率は正数で、赤字の場合は負数であらわされる。おおむね標準財政規模の3%から5%程度が望ましいとされている。

$$\text{実質収支比率} = \frac{\text{実質収支}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

$$\text{実質収支} = \text{形式収支} - \text{翌年度へ繰り越すべき財源}$$

$$\text{形式収支} = \text{歳入決算額} - \text{歳出決算額}$$

注：6 公債費比率

公債費(地方債の元利償還に充てられる経費)に充てられた一般財源の標準財政規模を基礎として算出した一般財源に対する割合をいい、公債費の市への影響度を示すもので、この比率が増加すると、後年度の財政負担がかさみ、財政構造の弾力性が圧迫されることとなる。

$$\text{公債費比率} = \frac{A - (B + C)}{\text{標準財政規模} - C} \times 100$$

A：元利償還金

B：公債費充当特定財源

C：普通交付税で災害復旧費等基準財政需要額に算入されたもの

注：7 実質公債費比率

公債費比率と同様、公債費による財政負担の度合いを示す指標の一つで、この数値が一定基準以上になると起債の発行が制限されることとなる。

$$\text{実績公債費比率} = \frac{A - B}{C - B} \times 100$$

A：元利償還金・準元利償還金

B：算入公債費の額

C：標準財政規模

注：8 経常一般財源比率

標準財政規模に対する経常一般財源(毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その使途が特定されず、自由に使用しうる収入)の割合であり、市の収入の安定性と財政上の自立性がどの程度確保されているかを判断することができる。

$$\text{経常一般財源比率} = \frac{\text{経常一般財源}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

注：9 経常収支比率

容易に縮減することの困難な経常経費(人件費、扶助費、公債費等)に経常的一般財源がどの程度充当されているかをみることにより財政構造の弾力性を判断するための指標であり、80%を超えると、弾力性を失いつつあると考えられる。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当の一般財源}}{(\text{経常一般財源総額} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債})} \times 100 (\%)$$

なお、表内()は、平成12年度までは、経常一般財源等に減税補てん債を加えたもので、平成13年度以降は経常一般財源から減税補てん債及び臨時財政対策債を、平成20年度以降は経常一般財源から減収補てん債特例分及び臨時財政対策債を除いたものである。